



図 4-3-6 自然環境保全地区の指定状況

### 3) 鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の指定状況

事業予定地およびその周辺は、「鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 法律第 88 号) に基づき鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域(銃器)に指定されている。

事業予定地およびその周辺における鳥獣保護区等の指定状況を表 4-3-26、図 4-3-7 に示す。

表 4-3-26 鳥獣保護区等の指定状況

地域区分		指定状況
鳥獣保護区	鳥獣保護区	近江湖南アルプス
	特別保護地区	該当なし
休猟区		該当なし
特定猟具使用禁止区域(銃器)		びわこ文化公園都市
鉛散弾規制地域		該当なし
猟区		該当なし



出典：「平成 25 年度猟銃者必携滋賀県鳥獣保護区等位置図」（滋賀県）

図 4-3-7 鳥獣保護区等の指定状況

#### 4) 景観に係る指定状況

滋賀県が「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」(昭和 59 年滋賀県条例第 24 号)を策定しているが、事業予定地およびその周辺には、この条例に基づく琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区は指定されていない。

また、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づく景観施策として、草津市では「草津市景観条例」、「草津市景観計画」、大津市では「大津市景観法施行条例」、栗東市では「栗東市景観条例」、「百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画」が制定されている。事業予定地およびその周辺は、草津市では丘陵部ゾーン、住宅部ゾーンが指定されており、大津市では、緑地景観区、低層住宅地景観区、工業地景観区が指定されている。栗東市では、現時点で景観地区は指定されていない。

事業予定地は草津市により丘陵部ゾーンに指定されている。事業予定地周辺における景観計画の区域指定を図 4-3-8 に示す。